

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- 経営環境の変化に的確に対応し、常に信頼される企業統治体制を構築していくことは、経営上の最重要課題であると認識しております。当行が持続的に成長・発展していくためには、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性の確保等が重要であり、そのためには継続的にガバナンス体制を強化、整備していく必要があるものと考えております。
- また、ガバナンス体制を強化、整備するとともに、その方針が当行内部において浸透し、実践されるよう内部統制の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 11】(取締役の選任方針)

- 取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験とともに高い倫理観を有している者を選出するという方針の下、社外取締役として弁護士、公認会計士、元上場会社役員、金融機関出身者などを選任しており、うち複数名が他社での経営経験を有するなど、取締役会全体として多様な知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とするほか、女性を登用するなど多様性も実現しております。

なお、各取締役のスキル・マトリックスは、2022年4月に予定する当行と青森銀行との共同持株会社設立のタイミングに合わせて、共同持株会社として開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

【保有方針】

上場株式については、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当行(グループ)と保有先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働でのビジネス展開の強化及び円滑化等の観点から、当行(グループ)の中長期的な企業価値向上に資する場合に保有しております。

【個別株式の保有適否の検証内容】

取締役会は、保有の意義や、保有に伴うリスクとリターン、資本コストを踏まえた中長期的な経済合理性等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

保有の適切性・合理性が認められない場合には、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、売却に向けた対応を行い、縮減を図っております。

【議決権行使の基準】

原則として全ての議案に対して議決権を行使します。当行の保有目的を不当に害する議案に対しては反対するほか、保有先の経営方針やガバナンス体制、経営状況等を勘案したうえで、保有先および当行(グループ)の中長期的な企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断します。

保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等により、議決権の行使に特に注意を要する場合には、必要に応じて保有先との対話等を行い、議案への賛否を判断します。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

- 当行や株主の利益に反する取引が行われることがないよう、取締役の競業取引および銀行・取締役間の利益相反取引について、取締役会の承認が必要である旨を取締役会規程の決議事項に定めております。

また、銀行法および金融商品取引法等に基づき、利益相反により顧客の利益が不当に害されることを防ぐため、「利益相反管理方針」を掲げております。

取締役会規程の決議事項に、取締役の利益相反取引については、取締役会決議のほか、監査等委員会の承認が必要である旨を定めており、監査等委員会は違反する事実がないかを検証しております。

また、当行が定める監査等委員会監査等基準第28条1項で、競業取引および利益相反取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならないと明文化しているほか、常勤の監査等委員が担当役員決裁以上の業務稟議書を検証するなど、監査等委員が諸取引の監視を行っております。

【原則2-4】(企業の中核人材における多様性の確保)

- 当行は、意思決定の場に多様な価値観を反映させることを狙いとし、多様性を確保した中核人材の母集団形成の一環として、女性の管理職比率について数値目標を掲げております。なお、今後の事業領域拡大に対応できるように、中途採用者や外国人の採用・管理職への登用を含めて、更なる多様性の確保に努めてまいります。

< 女性管理職比率 >

第5次中期経営計画(実績)

2019年3月末 25.0%、2020年3月末 26.9%、2021年3月末 27.2%、2021年9月末 29.3%

第6次中期経営計画(計画)

■多様性の確保に向けた人材育成として、女性支店長のキャリア形成支援のための「メンター制度」を実施しているほか、女性の法人営業業務への人材シフトを図るための「法人営業育成メンバー」の公募・育成を行っております。また、行内の多様な能力を生み出す風土醸成の一環として、研修の公募化や未経験業務へのチャレンジ制度の促進を行っております。

また、多様性の確保のためには社内環境整備が不可欠であるとの認識のもと、フレックス勤務やテレワークの利用等の柔軟な働き方の促進や休暇取得促進等によるワークライフバランスの充実を図っているほか、元行員が正行員として復帰できる「再雇用制度」の導入、事業所内保育施設の設置、男性の育児休業取得の勤奨などにも取り組んでおります。

〔原則2-6〕(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

■当行の企業年金は、2013年4月に100%企業型確定拠出年金制度へ移行しており、同制度の加入者については個人での運用を行っております。

一方、企業年金制度変更前の退職者に対する年金支給に関しては、閉鎖型の規約型確定給付企業年金制度を実施しております。

規約型確定給付企業年金制度における積立金の運用にあたっては、運用に関する基本方針を定めるとともに、将来に亘って健全な年金制度運営の維持に必要な運用目標を達成するために、政策的資産構成割合を定めています。また、各年度の運用方針や商品選定については、適切な知見を有する人材がその決定に加わっております。

当行はスチュワードシップコードの受け入れを表明している資産管理運用機関に規約型確定給付企業年金を委託しており、運用機関からは定期的に年金資産の運用状況の報告を受けております。

また、事務局担当者については、企業年金連合会の研修や投資機関各社が実施する各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得しております。

利益相反に関しましては、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、規約型確定給付企業年金の受益者と当行との間で利益相反が生じないようにしております。

〔原則3-1()〕(情報開示の充実:経営理念・経営戦略・経営計画)

■「経営理念」「中期経営計画」「経営強化計画」「経営強化計画の履行状況報告書」等をホームページ等で開示しております。

〔経営理念〕

<https://www.michinokubank.co.jp/about/company/gaiyo/profile.html>

〔中期経営計画〕

<https://www.michinokubank.co.jp/about/investor/chukikeikaku/chuuki.html>

〔経営強化計画および履行状況報告書〕

<https://www.michinokubank.co.jp/about/investor/shihonseisaku/>

〔原則3-1()〕(情報開示の充実:コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当行ホームページに記載しております。

<https://www.michinokubank.co.jp/about/company/governance/governance.html>

〔原則3-1()〕(情報開示の充実:経営陣幹部・取締役の報酬決定)

■取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書の「1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

〔原則3-1()〕(情報開示の充実:経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名)

〔手続〕

当行では経営基盤強化のため、サクセッション・プランを導入し、プロセスの透明性を担保しつつ、対象となる役員候補の育成を重視しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)(執行役員候補者については、代表取締役等が推薦する候補者に対して、第三者によるアセスメントを実施し、そのアセスメント結果を参考に、過半を社外メンバーで構成する「指名・報酬検討会議」の協議を経て、取締役については株主総会、執行役員については取締役会にて最終決定しております。また、不選任や解職・解任についても、「指名・報酬検討会議」の協議を経て、取締役会にて最終決定しております。

また、監査等委員である取締役候補者については、代表取締役が候補者を監査等委員会に提示し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定いたします。

なお、取締役会は、取締役(監査等委員を含む)候補者および執行役員を決定する方針を、監査等委員会は、監査等委員の選任議案への同意を行うに当たっての方針を定めております。

〔取締役の選任基準〕

取締役、執行役員は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有する者でなければならない。

取締役、執行役員は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者でなければならない。

社外取締役は当行が定める「独立性に関する基準」の要件を満たし、金融実務経験、法務、会計等の専門分野、会社経営に関する実務経験を有する者を選任する。

〔監査等委員の選任基準〕

監査等委員数は、法定要件を安定的に満たす員数・構成であること。

候補者は、監査等委員として機能できる知見・能力を有すること。この場合、弁護士・公認会計士・税理士等の資格、会社経営や金融機関での実務経験等をその要素として勘案する。

候補者は、監査等委員として求められる業務執行者からの独立性に関して懸念がないこと。

候補者は、取締役会・監査等委員会に出席し、営業店往査を含めた監査活動がより確実に行われるよう、国内居住者であること。

〔原則3-1()〕(情報開示の充実:役員個々の選解任・指名の説明)

■取締役・監査等委員個々の選任・指名につきましては、「第49期定時株主総会招集ご通知」に掲載しており、ホームページで開示しております。

〔第49期定時株主総会招集ご通知〕

<https://www.michinokubank.co.jp/about/investor/pdf/49-syousyu.pdf>

〔補充原則3-1〕(サステナビリティの取組み)

■サステナビリティ(持続可能性)に関しては、第6次中期経営計画(2021年4月～2024年3月)において、6項目のSDGs関連目標を具体的に掲げて

取り組んでおり、地域とともに持続的な成長を目指しております。

人的資本への投資等に関しては、行内の多様な能力を生み出す風土醸成の一環として、研修の公募化や未経験業務へのチャレンジ制度の促進を行っているほか、従前は女性が少なかった法人営業部門への積極配置にも取り組んでおります。

気候変動に係る開示の充実について、当行は取り組みを開始したところであります。今後は、気候変動に係るリスクや収益機会が与える影響について、必要なデータの収集等を行うなどにより、適宜に開示できるように努めます。また、顧客を中心に地域におけるサステナビリティの取り組みが活発になるように働きかけを行ってまいります。

〔補充原則4 - 1 〕(経営陣に対する委任の範囲)

■取締役会は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から取締役会決議事項の重要事項の一部を取締役頭取(経営会議決議)に委任しております。

さらに業務決裁規程により、経営全般にかかわる重要事項を頭取、担当部門の業務運営のうち重要度の高い事項を担当役員、それら以外の担当部の事項を所管部長に委任しております。

〔原則4 - 8〕(独立社外取締役の有効な活用)

■経営の透明性の向上を図り、業務の執行と監査の分離を明確にすることで、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、過去の経歴を含む実績等を考慮し、適切な評価を行った上で弁護士や公認会計士、元上場会社役員等といった十分に資質を備えた独立社外取締役を、全取締役9名の過半となる5名選任しております。

〔原則4 - 9〕(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

(独立性に関する基準)

独立役員は、金融商品取引所の定める独立性の要件を踏まえた上で、現在または最近において、原則、以下の独立性基準を満たす者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
- (4) 当行の主要株主、またはその業務執行者ではないこと
- (5) 当行から一定額を超える寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者ではないこと
- (6) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者(二親等内の親族)ではないこと
 - A. 前記(1)～(5)に該当する者
 - B. 当行および子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人

(各種定義)

- ・「最近」…社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点より起算して1年以内
- ・「主要な取引先」…直近事業年度における年間連結総売上高(当行の場合は年間連結経常収益)の2%以上
- ・「多額の金銭その他の財産」…過去3年間の平均で年間1,000万円以上
- ・「主要株主」…議決権所有割合10%以上の株主
- ・「一定額を超える寄付」…過去3年間の平均で年間1,000万円または当該先の年間費用の30%のいずれか大きい額
- ・「重要でない者」…「重要な者」としては、会社の役員・部長クラスの者

(資質)

弁護士や公認会計士、元上場会社役員等の十分に資質を備えた独立社外取締役を5名選任しております。

また、取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外2名)と監査等委員である取締役4名(うち社外3名)で構成しております。取締役9名のうち独立社外取締役が5名と過半数を占めることで、自由闊達で建設的な議論・意見交換の場を目指し、透明性も高く適切な運営を実行してまいります。

〔補充原則4 - 10 〕(指名・報酬委員会構成の独立性)

■当行は全取締役9名のうち過半数の5名が独立社外取締役となっております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の指名・報酬については、過半が社外メンバーで構成される「指名・報酬検討会議」から助言を得たうえで、人格、見識、能力及び経験や業績貢献度等を踏まえて決定しております。

〔補充原則4 - 11 〕(取締役の選任方針)

■取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験とともに高い倫理観を有している者を選出するという方針の下、社外取締役として弁護士、公認会計士、元上場会社役員、金融機関出身者などを選任しており、うち複数名が他社での経営経験を有するなど、取締役会全体として多様な知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とするほか、女性を登用するなど多様性も実現しております。

なお、各取締役のスキル・マトリックスは、2022年4月に予定する当行と青森銀行との共同持株会社設立のタイミングに合わせて、共同持株会社として開示する予定であります。

〔補充原則4 - 11 〕(役員の兼任状況の開示)

■期初に年間スケジュールを明示し、社外取締役(監査等委員を含む)としての業務に支障がでないように配慮しております。さらに、取締役会にて活発な議論がなされるよう事前に社外役員に配付したタブレット端末により取締役会資料等を閲覧できるようにしているとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、兼任状況については「定時株主総会招集ご通知」に記載するなど毎年開示しております。

〔補充原則4 - 11 〕(取締役会の実効性評価)

■2020年度の実効性評価については、当行ホームページに記載しております。

<https://www.michinokubank.co.jp/about/company/governance/governance.html>

〔補充原則4 - 14 〕(役員のトレーニング方針)

■取締役(監査等委員を含む)が、期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識・情報の取得・更新等が出来るよう、外部機関による講習等も含め必要なトレーニング機会を継続的に提供するとともに、その費用を支援します。

また新任時には、当行の歴史・現状などに関する知識・情報を習得するための機会も提供します。

〔原則5 - 1〕(株主との建設的な対話に関する方針)

■株主との建設的な対話を促進するため、本部各部が連携し、対話対応者に情報を提供するとともに、機関投資家向け・個人投資家向け及び地域別取引先向けIRに加え、個別面談の実施により、対話手段の充実に努めております。株主等との対話で寄せられた意見等については、必要に応じて経営陣に報告する等、適切に業務に反映してまいります。

株主との実際の対話(面談)については、代表取締役及び経営企画部担当役員のほか、必要に応じその他の役員等も参加しております。対話に際してのインサイダー情報については、インサイダー取引防止に関する内部規程に基づき、適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,234,900	6.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	861,400	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	821,200	4.56
みちのく銀行行員持株会	412,428	2.29
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	347,400	1.93
株式会社みずほ銀行	308,669	1.71
SMB C 日興証券株式会社	276,800	1.53
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY - JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	268,498	1.49
損害保険ジャパン株式会社	230,400	1.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	211,500	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鎌田 由美子	他の会社の出身者											
樋口 一成	他の会社の出身者											
鶴海 誠一	他の会社の出身者											
西谷 俊広	公認会計士								○			
若槻 哲太郎	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田 由美子		○	鎌田由美子氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	他業種企業の新規事業開発や企業経営に携わるなど、事業創造に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、独立した客観的な立場から当行の経営に対して提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、コーポレートガバナンスの一層の強化とサービスの向上、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役に選任いたしました。鎌田由美子氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
樋口 一成		○	樋口一成氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手銀行の役員や大手クレジットカード会社の代表取締役社長を務めるなど、会社経営と金融実務に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、独立した客観的な立場から当行の経営に対して提言をいただいております。また、指名・報酬検討会議の議長として役員候補者の選定等にも貢献していただいております。このような実績を踏まえ、当行の持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、コーポレートガバナンスの一層の強化とサービスの向上、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役に選任いたしました。樋口一成氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
鶴海 誠一	○	○	鶴海誠一氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、鶴海誠一氏は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	日本銀行にて情報サービス局や検査局などの主要部署、および支店長を務めるなど金融実務経験が豊富で、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の経営の透明性と健全性の維持向上、およびコーポレートガバナンスの一層の強化、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。鶴海誠一氏は、当行が定める「独立性に関する基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
西谷 俊広	○	○	西谷俊広氏は、当行との間では預金、貸出金の取引があります。また、西谷俊広氏が代表を務める有限会社西谷コンピュータ会計事務所と当行の間では、預金取引のみがあります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	公認会計士としての専門的な経験と幅広い知見、なかでも経営支援等の会社経営に関する実務経験が豊富で、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の経営の透明性と健全性の維持向上、およびコーポレートガバナンスの一層の強化、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。西谷俊広氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。

若槻 哲太郎	○	○	若槻哲太郎氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	弁護士として最先端の法律知識とIT等の知見を有し、なかでも企業法務に関する実務経験が豊富で、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の経営の透明性と健全性の維持向上、およびコーポレートガバナンスの一層の強化、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。若槻哲太郎氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
--------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

■ 当行は、監査等委員会の職務を補助するために、監査部に専属の補助使用人を配置するほか、監査部長（役員が兼務する場合を含む）を補助使用人兼務としております。

専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとしております。また、当該専属補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものであり、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

■ 当行は、内部監査を職務とする監査部を置き、監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担っております。監査等委員会は監査部の中期・年度監査計画を承認するほか、監査状況の聴取、監査部監査結果報告を通して意見交換を適宜行い、監査部との連携を図っています。監査部監査結果については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告しております。

監査部は、内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けしないよう全ての被監査部門から独立し、被監査部署に対して十分な牽制機能が働く体制を確立するとともに、適切なスタッフを配置しております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から監査が実施される環境を整備しているほか、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査人から監査に関する報告を受領し、積極的に意見及び情報の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬検討会議	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬検討会議	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

-

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

■独立役員については、社外取締役5名を指定しており、その独立性判断基準及び資質については、本報告書「 - 1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

■「業績連動報酬」の金額は、対象となる取締役の業務執行の成果である銀行の本業および全体の業績の向上に対する意識を高めるため、各取締役の業績貢献度合いに応じ、「基礎報酬」の金額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出し、100%を超える部分が「業績連動報酬」となります。当該増減率は、別途に定義する「本業利益」と「当期純利益」の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを指標としております。「業績連動型株式報酬」は、中長期的な企業価値向上との連動性を明確にするため、株式価値に連動したインセンティブが働くことを目的とした、信託を活用した業績連動型の株式報酬としております。株式の交付のため、毎事業年度ごとに「基礎報酬」および「業績連動報酬」の総額に対して、職位等により一定の割合を乗じて算出された額をポイントに換算して付与しております。

なお、「基礎報酬」および「業績連動報酬」は、前事業年度における業績をもとに取締役会において各取締役に対する支給額を決定し、当該金額を12分割した額を翌事業年度の7月以降1年にわたり毎月支給しております。「業績連動型株式報酬」は毎年、7月にポイントを付与し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした取締役に対して、その退任時に当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付および給付しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

- 2020年度において、取締役及び社外役員に支払った報酬の金額は以下のとおりであります。
 - ・取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)・・・報酬等の総額80百万円(基礎報酬57百万円、業績連動型株式報酬22百万円)
 - ・監査等委員(社外取締役を除く)・・・報酬等の総額19百万円(全額基礎報酬)
 - ・社外役員・・・報酬等の総額44百万円(全額基礎報酬)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 基本方針
当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬は、企業理念を实践できる取締役に相応しい人材の確保、ならびに中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図るインセンティブとして機能することを基本方針としております。
具体的には、金銭報酬である「基礎報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」で構成する体系としております。これらの報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会においてあらかじめ定められた「役員報酬等規程」、「役員株式給付規程」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬検討会議で協議のうえ、取締役会が決定いたします。
なお、「基礎報酬」の金額は、役位・職責に応じて銀行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して設定しております。
- 取締役ごとの報酬体系
業務執行取締役の報酬は、「基礎報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」により構成し、非業務執行取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、「基礎報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されます。これらの構成割合は、役位・職責に応じて当行の業績等を総合的に勘案して設定しております。
また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、独立性を確保する観点から「基礎報酬」のみで構成されます。

【社外取締役のサポート体制】

- 取締役・監査等委員の職務を補助するため、経営企画部秘書室ならびに監査部に専門のスタッフを配置しております。また、経営企画部が取締役会事務局として、取締役・監査等委員をサポートしております。加えて、期初に年間スケジュールを明示し、社外取締役(監査等委員を含む)としての業務に支障が出ないように配慮しております。さらに、取締役会にて活発な議論がなされるよう、事前に社外取締役に配付したタブレット端末により、取締役会資料等を閲覧できるようにするとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
加藤 政弘	顧問	経済団体活動 取引先との関係維持等	非常勤 報酬有	2020/6/24	2021年4月 ～ 2022年3月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

- 当行は、会長、頭取、副頭取経験者等の社外活動および取引先との関係維持等に従事する目的で顧問とする場合があります。任期は原則1年、必要に応じて更新可としております。
・顧問の業務内容については、経済団体活動、社会貢献活動のほか、経営上の意思決定に関与しない範囲において、取引先との関係維持等としております。

・顧問の選任(再任)、業務内容、報酬等については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬検討会議で協議のうえ、取締役会で決議しており、客観性および透明性は確保されているものと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業統治の態勢の概要等)

当行は監査等委員会設置会社であり、取締役は総員9名で、うち監査等委員である取締役は4名であります。当行はコーポレート・ガバナンスを強化するために、社外取締役の積極的な登用を行っており、取締役のうち、5名は社外取締役であります。また、過半が社外で構成される「指名・報酬検討会議」において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)*執行役員の選解任および報酬について協議を行うなど、統治機能の更なる充実に努めております。

経営の意思決定機能につきましては、原則として月1回の「取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。

また、取締役会の委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について、協議・決議する機関である「経営会議」を設置しております。週1回定例で開催するほか、必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境化にあって、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であるとの認識の下、リスク管理の統括部署として「リスクマネジメント部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、リスク特性に応じて、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、「収益」「リスク」「資本」のバランスを図るためのリスクマネジメントについて協議する場として「収益・ALM委員会」を設置し、さらにオペレーショナルリスクについては、組織横断的に協議・検討を行う場として「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議し、「全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制」など9項目について態勢整備を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

■当行は、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役の、職務執行に対する監査・監督機能の強化、重要な業務執行の決定の取締役への委任による業務執行の機動性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化、持続的な経営基盤の確立による更なる企業価値の向上を図るべく、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。また、議論活性化に向け取締役会は少人数体制とし、取締役会における社外取締役の過半数の選任、取締役会議長と代表取締役の分離(執行と監督の分離)、社外取締役の選任における知見のバランス確保等の取組みも行っております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)*執行役員候補者の指名ならびに取締役(監査等委員である取締役を除く。)*執行役員の報酬を協議する機関として、議長をはじめ過半数を社外取締役で構成する、任意の「指名・報酬検討会議」を設置し、決定プロセスの透明性を高めております。

当行は、公正で透明性・効率性の高い経営を確保し、各ステークホルダーと共に発展することができるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第49(2021年3月)期定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の3週間以上前の6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	他の会社の株主総会開催日を勘案のうえ、集中を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	第45(2017年3月)期定時株主総会より、電磁的方法(インターネット)の利用を開始しているほか、第47(2019年3月)期定時株主総会より、QRコードを読み取る方法による「スマート行使」の利用も開始しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第45(2017年3月)期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。また、機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組みとして、電磁的方法(インターネット)の利用開始、招集通知(要約)の英文提供を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	第45(2017年3月)期定時株主総会より招集通知の英訳を実施し、ホームページ上に公表しております。
その他	第49(2021年3月)期定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の4週間以上前の5月24日にホームページ上に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、地元等で代表取締役や担当役員が業績や経営戦略について説明を行っております。ただし、2020年度開催分につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を勘案し、中止しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、アナリスト・機関投資家向けに代表取締役が業績や経営戦略について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	年1回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会で使用した資料を速やかにホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダー(お客さま、株主・投資家、従業員、地域社会)からの満足度および地域信頼度の向上を目指し、地域に根差したCSR活動・ESGの取組みを推進することで、地域社会の一員として持続可能な社会づくりに取り組んでおります。また、「ふるさと」「子どもたち」の明るい未来を共創するベストパートナーになることを約束した「みちのく銀行のパートナーシップ宣言」の表明も行い、ステークホルダーとの適切な協働に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2021年4月に「みちのく銀行グループのSDGs宣言」を行い、地域金融機関として、地域の社会的課題の解決や環境問題への積極的な取組みを通じ、SDGsの達成に貢献することを果たすべき責任と捉え、当行の取組みに関する基本方針を表明しております。また、2007年7月には「公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」を設立し、地域の発展や地域に貢献する事業活動を行っている青森県内の個人・法人・団体等を対象とした助成金の交付による助成事業を行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「みちのく銀行行動憲章」に経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る旨を規定しております。
その他	2011年1月より、女性行員を中心として構成するダイバーシティ推進チーム「スマイリリーズ」を組成し、女性の力を最大限活かせるよう「商品・サービス企画」「仕事と家庭の両立支援」「キャリア形成支援」等に取り組んでまいりました。2018年7月には、女性の活躍を中心としたダイバーシティの推進に関する仕組みづくりや人材育成、意識・風土の改革に向けた企画、多様な人材が活躍できる柔軟な働き方に関する企画を担う専担部署として「ダイバーシティ推進室」を新設しております。特に、女性のリテール店支店長の更なるキャリア形成支援に取り組みにより、2020年度には当行初の女性のエリア統括店長が輩出されました。2020年度より人事総務部の部内室としたことにより、女性の職域拡大やキャリア形成支援、働き方改革関連施策の行内浸透について、より迅速に対応してまいります。また、2014年4月に障がい者チーム「Pastel」を立ち上げ、個々の能力が発揮できるような体制を構築し、2021年3月末の障がい者雇用についても法定雇用率2.3%を上回る2.9%となっており、多様な立場や考え方を尊重した取り組みを実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■ 当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 当行の全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

当行の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、当行の全役職員はこれを遵守する。

当行の取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、当行の全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。

当行の取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、当行の頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

当行の経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について当行の取締役会へ報告する。

「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

2. 当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。

当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「経営会議規程」及びその他各種委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行の取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、当行の全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。

当行の取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「統合的リスク管理方針」に基づき「統合的リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、リスクマネジメント部担当役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。

当行のリスクマネジメント部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。

4. 当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則3か年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役職員に周知徹底する。

当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。

当行は、「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

5. 当行グループ(当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。)における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制

当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。

子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。

子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。

半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的子会社の内部監査を行う。

6. 当行の監査体制に関する事項

当行は、内部監査を職務とする監査部を置く。監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担う。

当行は、監査等委員会の職務を補助するために、監査部に専属の補助使用人を配置するほか、監査部長(役員が兼務する場合を含む)を補助使用人兼務とする。専属の補助使用人の配置及び監査部長の選任にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置・選任する。

専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとする。

専属補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令を受けないものとする。

監査部の監査結果等については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告する。また、監査部に対しては、監査等委員会・取締役会のほか、頭取も必要に応じて指揮命令ができることとし、これらの指揮命令が齟齬を来す場合は、監査等委員会・取締役会、頭取の順に優先されるものとする。

7. 当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

当行の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。

当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。

当行グループの役職員は、「内部通報制度規程」に基づき、当行の内部通報窓口(監査等委員を含む)に対して法令違反の事実、及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、監査等委員が出席し意見を述べることのできるコンプライアンス委員会に報

告されるものとする。

当行は、「内部通報制度規程」において、通報した者が正当な通報をしたことによっていかなる不利益も受けないことを規定するとともに、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

8. 当行の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。)について生ずる費用等に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

9. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■みちのく銀行グループは、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

1. 当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係遮断に努めます。

2. 当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。

3. 当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

The organizational chart illustrates the corporate governance structure of the parent company, starting with the **株主総会** (Shareholders' Meeting) at the top. Below it, the **取締役会** (Board of Directors) is established, with members selected and dismissed by the Shareholders' Meeting. The Board of Directors oversees the **取締役** (Directors), who are divided into those who are not members of the Board of Directors and those who are. The **監査等委員会** (Audit and Supervisory Committee) is also established, with members selected and dismissed by the Shareholders' Meeting. This committee oversees the **監査等委員でない取締役** (Directors not members of the committee) and the **監査等委員である取締役** (Directors members of the committee). The **会計監査人** (Auditor) is also selected and dismissed by the Shareholders' Meeting and reports to the Audit and Supervisory Committee. The **指名・報酬検討会議** (Nomination and Remuneration Review Committee) proposes the **監査等委員でない取締役** (Directors not members of the committee). The **監査部** (Audit Department) is established, reporting to the Board of Directors and the Audit and Supervisory Committee, and conducting internal audits. The **頭取** (Chairman) and **経営会議** (Management Meeting) are also established. The **監査部** (Audit Department) reports to the **頭取** (Chairman) and the **経営会議** (Management Meeting). The **本部各部室・営業店・連結対象子会社** (Headquarters, Divisions, Sales Offices, and Consolidated Subsidiaries) are at the bottom of the chart.

```

graph TD
    Shareholders[株主総会] -- "選任・解任" --> Board[取締役会]
    Shareholders -- "選任・解任" --> AuditComm[監査等委員会]
    Shareholders -- "選任・解任" --> Auditor[会計監査人]
    
    Board -- "監査監督" --> NonBoardDir[監査等委員でない取締役]
    Board -- "監査監督" --> BoardDir[監査等委員である取締役]
    
    NonBoardDir -- "報告" --> AuditComm
    BoardDir -- "報告" --> AuditComm
    
    Auditor -- "報告" --> AuditComm
    Auditor -- "連携" --> BoardDir
    Auditor -- "連携" --> AuditDept[監査部]
    Auditor -- "連携" --> AccountingAudit[会計監査]
    
    Nomination[指名・報酬検討会議] -- "提案" --> NonBoardDir
    
    Compliance[コンプライアンス委員会]
    ALM[収益・ALM委員会]
    Risk[Riskマネジメント委員]
    IT[IT戦略委員会]
    
    Chairman[頭取]
    Management[経営会議]
    
    BoardDir -- "指揮命令" --> AuditDept
    AuditDept -- "報告" --> BoardDir
    AuditDept -- "内部監査" --> Bottom[本部各部室・営業店・連結対象子会社]
    
    Chairman <--> |"指揮命令"| AuditDept
    AuditDept -- "報告" --> Chairman
    
    Management --> Bottom
    Bottom --> Management
    
    Shareholders --> Bottom
  
```

取締役会
監査等委員会

頭取
経営会議

体制

リスク管理体制

コンプライアンス体制

委員会(事務局)

収益・ALM委員会(経営企画部)

リスクマネジメント委員会(リスクマネジメント部)

コンプライアンス委員会(経営管理部)

統括管理部署

リスクマネジメント部

経営管理部

リスク区分

信用リスク

市場リスク

流動性リスク

事務リスク

システムリスク

法務リスク

情報リスク

風評リスク

防災・防犯リスク

人的リスク

法令等遵守

管理部署

審査部

リスクマネジメント部

市場金融部

オペレーショナルリスク[経営管理部]

事務統括部

システム統括部

経営管理部

経営管理部

営業本部

経営管理部

人事総務部

経営管理部

監査部

運営部署

本部各部室・営業店・連結対象子会社

(適時開示体制の概要)

